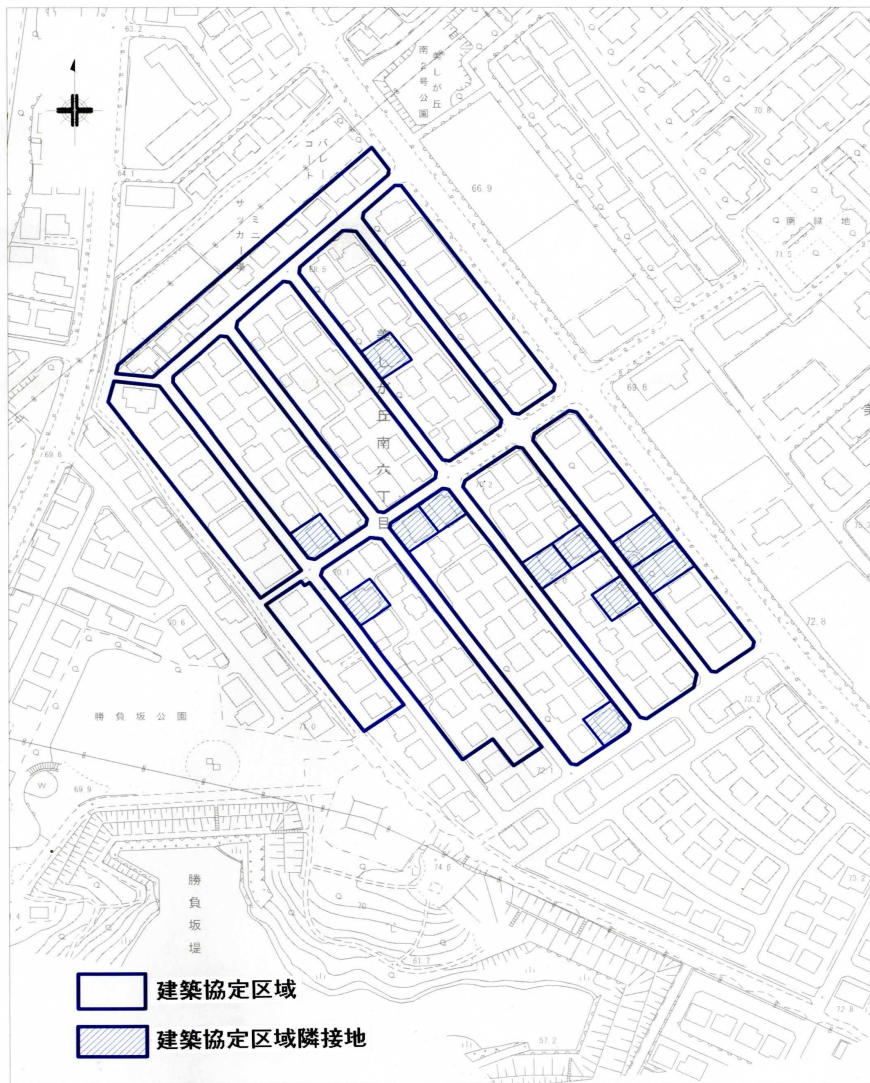


○美しが丘D地区建築協定区域図



○建築協定の概要（美しが丘D地区建築協定書より抜粋）

（建築物に関する基準）

第10条 本協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態及び建築設備は次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 用途は一戸建個人専用住宅（親族の2世帯が同居する住宅及び親族の2世帯が同居する長屋住宅を含む。）とする。
- (2) 協定認可公告時の敷地の分割はできないものとする。
- (3) 協定認可公告時の地盤面の変更はできないものとする。ただし、自動車車庫、玄関アプローチ、排水勾配を得るための切土、盛土についてはこの限りでない。
- (4) 筑紫野市美しが丘南6丁目4番2、13～19、62、80～87の宅地については、都市計画道路（原田・三沢線）からの出入りは禁止する。ただし、人の出入りを目的とした幅1メートル以内の勝手口はこの限りでない。
- (5) 地階を除く階数は3以下とする。
- (6) 道路に面する垣又は柵の構造は生垣又はパイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀等（植栽上の土留めを目的とした部分は除く。）にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りでない。
- (7) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。